

玄昉将来経典と「五月一日経」の書写（上）

A Study of the Sutras Brought to Japan from China by Genbo :
how they influenced copying of Gogatsu Tsuitachikyo (五月一日経)
initiated by Empress Komyo in expectation of salvation by Buddha

山本幸男

はじめに

天平六年（七三四）十一月二十日に多岐嶋に到着した同五年度遣唐大使多治比真人広成の船には、養老元年（七一七）度の遣唐使に随行した下道朝臣真備と僧玄昉らが、在唐留学の成果を携えて同乗していた。⁽¹⁾翌天平七年三月に入京した下道真備は、四月二十六日に『唐礼』一三〇巻・『太衍曆経』一卷・『太衍曆立成』一二巻・天文観測具・樂器・『樂書要録』一〇巻・弓箭などを献上するが、玄昉の方は「経論五千余巻」と諸仏像をもたらし、皇朝は唐の天使（玄宗）と同じく紫袈裟を施して玄昉に着させたという。⁽²⁾帰国後、真備は正六位下を授けられ大学助となつて官途に就くのに対し、玄昉は、八年二月七日に封一〇〇戸・田一〇町・扶翼童子八人の施与という破格の扱いを受け、九年八月二十六日には僧正に直任され内道場に安置された。⁽⁴⁾玄昉が急速に榮達を遂げるのは、玄宗から紫袈裟の着用が許

されたという学徳に加え、九年十二月二十七日に聖武天皇の母藤原朝臣宮子の病を快癒させたように呪的な能力に長けていたからであろう。こうした玄昉が、宮廷の仏教信仰に大きな影響を与えるのは当然のことで、光明皇后発願の「五月一日経」書写などはその好例といえる。

皇后宮職管下の写経機関（写経所⁽⁵⁾）で天平八年九月から開始されたこの「五月一日経」の書写は、唐・智昇撰の『開元釈教録』による一切経一部五〇四八巻を目標として、底本（本経）には主として玄昉が将来した經典が用いられたと解されている。⁽⁶⁾ 写経事業は、十五年五月から『開元釈教録』には載せられない章疏も対象にして天平勝宝末年まで継続され、書写された巻数は七〇〇〇巻に及んだものと推定されている。⁽⁷⁾ 「五月一日経」は、奈良時代の一切経書写の範になるとともに、教学研究の進展にも大きく貢献するが、その起点となったのが玄昉の經典であったことに改めて注意する必要があるだろう。

正倉院文書には、この玄昉から皇后宮職管下の写経所が借請した經典の目録が存在する。本稿の目的は、この目録から玄昉将来經典の特質を抽出し、併せて「五月一日経」書写との関連を考察することにあるが、これを通して玄昉が奈良仏教に与えた影響の一端を明らかにしたいと思う。

一 玄昉の所持經典

皇后宮職管下の写経所が玄昉から借請した經典を書き留めた目録は、『大日本古文書（編年文書篇）』では写経請本帳と題されている（統々修十六ノ八、七ノ五四〜九〇⁽⁸⁾）。現状では二五紙であるが、『正倉院文書目録』は第一六紙（七ノ八〇）と第一七紙（七ノ八一〜八二）の間に、経疏出納帳と題される一紙（統修別集四十七裏、三ノ一四七〜一四九）が入ることを指摘する。⁽⁹⁾ 冒頭の第一紙には「自天平八年九月廿九日始経本請和上所」（七ノ五四）と記さ

表1 『開元釈教録』入蔵経・不入蔵経と玄昉所持(将来)經典

分類	『開元釈教録』	玄昉経
大乘経	515部 2173巻	335部 944巻
般若部	21部 736巻	17部 114巻
宝積部	34部 169巻	31部 50巻
大集部	24部 142巻	22部 134巻
華嚴部	26部 187巻	7部 151巻
涅槃部	6部 58巻	2部 42巻
五大部外	404部 881巻	256部 453巻
大乘律	26部 54巻	18部 39巻
大乘論	97部 518巻	80部 367巻
小乗経	240部 618巻	44部 100巻
小乗律	54部 446巻	51部 400巻
小乗論	36部 698巻	5部 81巻
賢聖集伝	108部 541巻	31部 235巻
(合計)	1076部 5048巻	564部 2166巻
不入蔵	118部 247巻	26部 90巻
録外		24部 145巻
(合計)		614部 2401巻

れ、その左に天平八年九月二十九日から十三年四月十九日にかけて二九回にわたって借請された經典の目録が、ほぼ日付順に貼り継がれている。¹⁰⁾冒頭部分や以下の紙面に散見する「和上」(七ノ五六・七六、三ノ一四七、一四九)「僧上」(七ノ七五、八四)「僧正」(七ノ八八、八九)が玄昉に相当することは先学の指摘するところ、この写経請本帳が『開元釈教録』一九巻から始まることから、「五月一日経」は『開元釈教録』に載せる一切経目録(巻一九・二〇の入蔵録)によって写されたといえる。¹¹⁾

写経請本帳には、七〇二部二六〇三巻の經典が記されているが、そこには重複するものもあるので、それを除くと六一三部二四〇〇巻が玄昉から借請されていたことになる。この他に、請経や還経の注文などを貼り継いだ写一切経所請経帳には天平十五年三月十一日付の僧上所請経注文(続々修十六ノ四、八ノ一六五、一六六)があり、四部五巻の經典を僧上所から請けたことを記すが、このうちの『涅槃

經』第四帙第一卷・『大乘四法經』一卷・『宝積經論』二卷は、これ以前にも借請されていたことが写経請本帳に見えている（七ノ八五、六二ノ六三）ので、『阿弥陀經』一卷が新規といえるだろう。この一部を加えると、借請經典は六一四部二四〇一卷になる。

「五月一日經」書写のために、玄昉の所持經典を借請したと伝える史料は以上の二点である。⁽¹²⁾この他にも借請はあったと思われるが、「経本請和上所」と記して写経請本帳が作られていることから推せば、そのほとんどはこの中に収められているものと解される。

末尾に掲げた「玄昉所持（将来）經典一覧表」（以下一覧表と称す。この一覧表は次号に掲載）は、写経所が玄昉から借請した經典を、『開元釈教録』卷一九・二〇に見える入蔵録⁽¹³⁾（二切経目録）に載せられた一〇七六部五〇四八卷の經典及び卷二〇の末尾に入蔵として記された一一八部二四七卷の經典と比較照合し、併せて入蔵・不入蔵經には含まれない録外經を示したものである。これによると、六一四部二四〇一卷のうち、五六四部二一六六卷は入蔵經、二六部九〇卷は不入蔵經で、それ以外の録外經は二四部一四五卷になる⁽¹⁴⁾（表一参照）。これを割合で示すと、部数では九一・九パーセント、卷数では九〇・二パーセントが入蔵經で、不入蔵經も含めると部数は九六・一パーセント、卷数は九四・〇パーセントになる。このことは、玄昉所持經典の九割半余りが『開元釈教録』卷一九・二〇に収載されるものであり、「五月一日經」が『開元釈教録』の一切経目録によって写されたとする見方が妥当であることを示している。

『開元釈教録』二〇卷は、唐の西京（長安）崇福寺の智昇が開元十八年（天平二年、七三〇）に多年にわたる諸経録の比較研究の成果をまとめたもので、『宋高僧伝』卷五の智昇伝では、これを「経法之譜無出昇之右矣」と評し、智昇の仕事を称えている。⁽¹⁵⁾唐代には、『衆経目録』五卷（静泰撰、『静泰録』ともいう）・『大唐内典録』一〇卷（道宣撰）・『大唐古今訳経図紀』四卷（靖邁撰）・『大周刊定衆経目録』一五卷（明佺等撰）などが作られていたが、⁽¹⁶⁾

智昇によればいずれにも不備な点があった。『開元釈教録』巻一〇に示されたそれぞれの評価を見ると、『靜泰録』は隋代の『衆経目録』五卷（翻經沙門及び学士等撰、『仁寿録』ともいう）を増補したものであるが、『仁寿録』そのものに六つの誤りがあるとす。『大唐内典録』については「宣公所撰、類例明審、実有可觀」としながらも、「然少有差雜」として九つの誤りを指摘、『大唐古今訳経図紀』は長安の大慈恩寺翻經堂内の壁に画かれていた古今翻訳図変に靖邁が題したもので、訳経の記述は問題のある『長房録』（隋開皇三寶録（歴代三寶紀）に依っていること、『大周刊定衆経目録』の場合は、「当刊定此録、法匠如林德重名高、未₍₁₇₎能親覽、但指搗未学、令輯撰成₍₁₇₎之」と述べ編輯の杜撰さを指摘している。

後漢以降、漢訳された経典は夥しい量に及び、中国国内で偽作された偽経や、大部の経典から抄出された別生経などが混在し、正統的な仏教研究を進めるには、経典の訳出者・年代・存否、偽経と別生経の区別、経名の類似する経典の異同等を正確に記述した経録の存在が不可欠であった。その意味で、「経法之譜無₍₁₈₎出昇之右矣」とされる『開元釈教録』の出現は、私撰とはいえ、西京内の仏家の注目するところとなり、比較的短期間に流布したものとと思われる。開元二十二年に帰国の途につく玄昉も、これを手にする機会があったはずで、日本に将来する経典の選択にあたって、巻一九・二〇に載せられる入藏録を参照していた可能性が高い。写経請本帳などに記された入藏録を中心とする六一四部二四〇一卷の経典は、玄昉が唐から将来したものであったと見なして問題はないだろう。

玄昉所持経典の性格をこのように見ると、次に問題になるのは、入藏経とされる一〇七六部五〇四八巻のうち、部数で五二・四パーセント、巻数で四二・九パーセントにあたる五六四部二一六六巻しか借請されていない点をどう評価するかである。『続日本紀』天平十八年六月己亥（十八日）条の玄昉伝には「経論五千余卷」をもたらしたとあるので、写経所へはその半数弱しか貸し出されなかったことになる。しかし、「五月一日経」の書写が光明皇后の発願であつてみれば、宮廷の信任を背景に栄達を遂げようとする玄昉は、この写経の方針、すなわち『開元釈教録』の一

切経目録に即した写経計画に協力を惜しまなかったはずであり、入蔵録に含まれる将来經典はすべて提供されていたと思われる。従って、結果的に右のような状況であったということは、玄昉が将来した入蔵経は一覧表に示した部数・巻数を越えるものではなかったからであろう。「経論五千余卷」の半数余りは「開元釈教録」巻一九・二〇に載せられない經典となるわけで、そこには先に録外経とした二四部一四五卷のような雑経や注釈書、それに章疏といった研究書類が含まれていたと想定される。⁽¹⁹⁾これらの經典は玄昉の管理下に置かれ、必要に応じて研究や書写に供されていたと見られる。

一 将来經典の特質

玄昉が将来した入蔵経が全体の半数程度であるとすれば、どのような經典が選ばれていたのだろうか。これを一覧表をもとに検討すると、次のような諸点を抽出することができる。

まず第一に、大乘経の五大部について見ると、大集部では必要な經典がほぼ揃っているのに対し、般若部・宝積部では関連經典の充足率が高いもの的大本となる經典が存在しないか一部分にとどまり、華嚴部・涅槃部では大本の經典はあっても関連のものがわずかしか存在しないことである。このうちの般若部・宝積部の大本經典とは、1『大般若波羅蜜多經』六〇〇巻と22『大宝積經』一二〇巻を指す。⁽²⁰⁾『大般若波羅蜜多經』は大乘の代表的な經典であり、これがないのは不審といわざるをえないが、これには玄昉が乗り込んだ遣唐大使船の積載量が関係している可能性がある。入蔵経の中で一〇〇巻を超える經典は、この他に542『大智度論』一〇〇巻・563『瑜伽師地論』一〇〇巻・942『阿毘達磨大毘婆沙論』二〇〇巻があるが、将来されたのは『大智度論』だけであった。⁽²¹⁾『旧唐書』巻一九九の日本伝に、開元初の遣使が「所得錫寶、尽市文籍、泛海而還」とあるように、帰国に際しては文籍の購入に余念がな

く、舶載物は膨大な量に達していたと推測される。それ故、すべてが希望通り船に積み込めるわけではなく、玄昉の場合は大部の經典を原則として将来の対象からはずしたものと見られる。

般若部に『大般若波羅蜜多經』がなく、宝積部の『大宝積經』が一部分にとどまるのは右のような事情によるが、いずれの經典も日本国内で流布するものであり、『大宝積經』については天平八年（七三六）八月までに書写された分が「宮一切經」、すなわち「五月一日經」に加えられたことが、天平三年から始まる写經目録の中に記されている（続々修十二ノ三、七ノ二四）。般若部・宝積部では関連經典が揃っている、大本が将来されなかったとしても、この両部と大集部では入藏經をほぼ充足していると思ふことができる。これに対して華嚴部・涅槃部では関連經典が一部分にしか認められないのは、右の三部とは異なった扱いを受けていたからであろう。一覽表には天平八年までの写經の有無（一部は誦經）も示しておいた。限られた史料からのものなので一定の傾向しか読み取ることはできないが、それでも華嚴部・涅槃部では大本以外に書写例がないのは、当時の日本にこれらの関連經典がほとんど知られていなかったからであろう。これは大集部の関連經典の場合でも同じであるが、こちらの方は二部八巻を除けば、ほぼ満たされている。このことは、積載量の問題というよりも、玄昉の関心のあり方と関係するものと考えられる。

在唐時の玄昉については、前記の『続日本紀』の伝に「靈龜二年、入唐學問、唐天子、尊昉、准三品、令着紫袈裟」と記されている。ここでは学問内容にふれていないが、『七大寺年表』の天平九年条には「法相宗、興福寺、阿力氏、義淵弟子、靈龜三年入唐、遇智周大師学法相宗」とあり、『三国仏法伝通縁起』巻中の「法相宗」の項では、玄昉を日本への法相宗の第四伝と称え「玄昉法師渡溟入唐、乃謁撲揚智周大師、研法相宗」と伝えている。

法相宗は、玄奘がインドからもたらし、高弟の基（窺基）によって一宗として大成されたもので、玄奘が基と共に訳出した世親の『唯識三十頌』の注釈である護法の『成唯識論』の学説を正義としている。⁽²⁴⁾玄昉が師事した智周は、

この法相宗の第三祖で、初祖の基の著作『成唯識論述記』二〇巻を注釈した『成唯識論演秘』七巻や、基及び第二祖慧沼の因明（論理学）の学説を大成した『因明入正理論疏前記』三巻・『因明入正理論疏後記』三巻などを著わし、唯識の意義の解明に努めたという。玄昉には著作は残らないが、『八宗綱要』下巻の「法相宗」の項に「日本玄昉僧正、入唐受学撲揚大師、還授善珠僧正」と見える弟子の善珠には、基の『大乘法苑義林章』、慧沼の『成唯識論了義灯』などの注釈書があり、基以来の法相宗の祖述に力が注がれていたとされるので、玄昉が智周のもとで得たのは、正義とされる護法『成唯識論』をめぐる師資相承の解釈であったといえるだろう。

この法相宗では、五性各別・三乗説のもとに衆生の悟りに先天的な差別を認めている。しかし、これは、『法華經』『涅槃經』『華嚴經』などに見られる一切の衆生の成仏を説く一乗思想に対立するものであった。そのため慧沼は、『涅槃經』を重視した法宝の『一乗仏性究竟論』を反駁するため、『能顕中辺慧日論』を著わしたが、仏説である經典に明記される限り一乗説を排斥することはできなかった。華嚴宗の第三祖法蔵は、この一乗説の立場から法相唯識学の取り込みを図り、法相宗で現象世界の雑多な法（存在）の真偽の判定に用いられる三性説を、一元的な縁起の世界の無礙を証する理論へと改造したとされている。この法蔵の学説は弟子の慧苑に受け継がれ、華嚴宗の卓越性と唯識仏教の限界性が説かれることになる。

玄昉が智周に学んだ頃の法相宗は、こうした一乗説の立場から批判を受けていたわけであるが、玄昉自身がこれに對しどのような所見を抱いていたのか明らかではない。ただ、前記のような師資相承の法相宗を修得していたことからすれば、これは容認されるべきものではなかったはずである。将来經典の大乗五大部のうち、華嚴部と涅槃部の関連經典が少ないのは、一乗説に対する玄昉の姿勢を示すものとして注意される。

一覽表から知られる第二の点は、五大部以外の大乗經では全四〇四部八八一巻のうち二五六部四五三巻が認められるが、入藏録の配列順に即してみると、最初の四半分は空白が目立つことである。具体的には、112『方廣大莊嚴經』

から211『九色鹿経』までの一〇〇部ではわずか五部しか存在しないのに、212『無字宝篋经』から515『法常住经』までの三〇四部では二五一部に及んでいるのである。この四半分には雑多な内容の经典が配列されており、法相宗の所依经典である155『解深密经』や161『楞伽经』などが含まれているので、玄昉の関心如何で削除されたとは考えにくい。またまつた形で抜けていることから推せば、それは何らかの原因で遣唐大使船への積み込みの過程であるいは帰国の途次で、欠失したのではないかと思われる。

第三は、秘密部の经典（一覽表の*印）⁽²⁹⁾がよく集められていることである。秘密部の经典は、大乘经の般若部や小乘经、賢聖集伝にも存在するが、大半は大乗经の五大部外の中に含まれており、その総数は一二六部二六四巻に及ぶ。このうち将来されたのは八九部一五一巻で、部数では七〇・六パーセント、巻数では五七・二パーセントに相当する。一切经一〇七六部五〇四八巻に対する将来经典の割合は、部数でいえば五二・四パーセントであるから、充足率は高いといえる。

この秘密部では、唐代に訳出された经典が半数以上の六八部を占めており、当時の密教经典の盛況ぶりを伝えている。とりわけ玄宗治下の開元年間（七一三〜七四一）は密教が本格的に伝来した時期で、玄昉が入唐した開元四年に善无畏が、七年には金剛智がそれぞれ中インドから来朝し、八年には北インドの不空が長安に至り、慈恩寺において瑜伽大法を金剛智に伝えた⁽³⁰⁾とされている。これらの密教僧は、皇帝の庇護下に、これまでの中国に欠けていた密教经典の伝訳を精力的に進めていくことになる。開元十八年撰の『開元釈教録』巻九には、善无畏の訳業として421『大毘盧遮那成仏神変加持经（大日经）』七巻・422『蘇婆呼童子经』三巻・423『蘇悉地羯羅经』三巻・455『虚空藏菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法』一巻、金剛智の場合は314『七俱胝仏母准泥大明陀羅尼经』一巻・425『金剛頂瑜伽中略出念誦法』四巻・456『金剛頂经曼殊室利菩薩五字心陀羅尼品』一巻・457『観自在如意輪菩薩瑜伽法要』一巻をあげることが、いずれも玄昉の在唐中に長安や洛陽の諸寺でなされたものであった⁽³¹⁾。

当時、「天師」(天子の師)として玄宗に仕えていた一行は、善無畏の『大毘盧遮那成仏神變加持經』の訳場に參じ、金剛智のもたらした秘法の伝訳を求めするなど、新来の密教に強い関心を示していた。⁽³³⁾ 一行の社会的勢威からすれば、都の人士を中心に密教に対する高揚感が広まっていたと推測される。玄宗から学業を称賛された玄昉も、これを承知していたはずで、将来經典の中に秘密部に属するものがよく集められているのは、こうした当時の仏教事情が反映されているのであろう。⁽³⁴⁾

次に律を見ると、これも大乘・小乗ともよく集められており、特に小乗律では五四部四四六卷中の五一部四〇〇卷が認められ、極めて高い充足率になっている。これが第四の点である。大乘仏教では独自に律は作られず、大乘律という部類があっても、そこに収められる經典は戒(自発的に規律を守ろうとする心の働き)を説くものを中心で、他律的な規則としての律は小乗律に依拠していた。その小乗律の中で重要なのが、879『摩訶僧祇律』四〇卷・880『十誦律』六一卷・885『五分律』三〇卷・886『四分律』六〇卷の四律と、その注釈書である925『毘尼摩得勒伽』一〇卷・927『善見律毘婆沙』一八卷・929『毘尼母經』八卷・931『薩婆多毘尼毘婆沙』九卷・932『律二十二明了論』一卷の五論であるが、これらが、全卷を満たさないものが混じるもの、いずれも認められるのが注意される。

玄昉は律に対して強い関心を持っていたといわねばならないが、これは、玄昉や下道真備らの帰国便となる天平五年度の遣唐使に同行した留学僧栄睿と普照らの動きに関連するものであろう。すなわち、彼らには日本への戒師の招請という目的があり、『唐大和上東征伝』に「沙門榮睿普照等、随聘唐大使丹墀真人広成、至唐国留学問、是歳唐開元廿一年也、唐国諸寺三藏大德皆以戒律為入道之正門、若有不持戒者、不齒於僧中、於是方知本國無伝戒人、仍請東都大福光寺砂門道璿律師、附副使中臣朝臣名代之舶、先向本國令去、擬為伝戒者也」⁽³⁵⁾とあつて、道璿の渡日に尽力したことが記されている。一方、「南天竺波羅門僧正碑并序」には遣唐大使多治比真人と学問僧理鏡の要請に応えた波羅門僧正菩提優那と林邑僧仏徹も、道璿と同じ船に乗り日本へ向かったと伝えている

る。⁽³⁶⁾

『東大寺要録』⁽³⁷⁾ 卷二・供養章第三に引載される「大安寺菩提傳來記」には、右の道璿・菩提僊那らの来日について「去天平五年歲次癸酉四月三日、遣唐大使丹治比真人広成、副使大中臣朝臣名代等、并留学僧玄昉、經歴唐国三箇歳也、即同八年歲次丙子七月廿日、還歸聖崖、忽乘二件船南天竺婆羅門僧菩提、大唐僧道璿、膽婆国僧此云林邑北天竺国仏哲等也」と記されている。ここには、遣唐大使と副使らが留学僧玄昉と唐国を經歷したことが見えるが、在唐歴が一七年に及ぶ玄昉が今回の遣唐使の活動に関与していた可能性は高いといえるだろう。特に栄睿と普照がともに興福寺に住する僧であることからすれば、玄昉との繋がりが想定されるわけ⁽³⁸⁾で、道璿の日本への招請に一定の役割を果たしていたと思われる。栄睿・普照らの抱いた日本の戒律に対する危惧を、玄昉も共有していたかどうか定かではないが、将来經典の中で大乘・小乗の律が充実しているのは、道璿の来日を意識した上での措置といえそうである。

第五の点は、論の場合、大乘では九七部五一八巻中の八〇部三六七巻と、部数では八割を超える高い充足率にあるが、小乗では三六部六九八巻中の五部八一巻にとどまることである。論は、仏説や仏制を載せる經・律とは異なつて、仏弟子が教理上の重要事項を解釈・解説したもので、大乘と小乗それぞれの立場から様々な形のもが生み出されている。智昇は、大乘論に分類した經典を釈経論(542〜562)と集義論(563〜638)に二分して配列し、小乗論では冒頭に説一切有部の根本(933 934)を据え、身論・足論(六足論、⁽³⁹⁾935〜939)をそれに続けて支派に及ぶという体裁をとっている。将来經典のあり方からすれば、大乘論ではほぼ網羅的に集められているの対し、小乗論は限定的で、根本とされる933『阿毘曇八捷度論』三〇巻・934『阿毘達磨發智論』二〇巻、それに六足論に数えられる935『阿毘達磨法蘊足論』一二巻・937『阿毘達磨識身足論』一六巻・938『阿毘達磨界身足論』三巻が認められるのみである。入蔵録の經典を揃えようとするならば、この小乗論も不可欠なのであるが、それらを除かざるをえない事情があったのであろう。恐らく、そこには前記の遣唐大使船の積載量の問題があり、大乘と小乗を比較したときに、大乘を優先するという玄

昉の判断があつたものと思われる。

小乗論に対するこうした姿勢は小乗經にも現われている。ここでは二四〇部六一八卷中の四四部一〇〇巻しか認められない。これが第六の点である。入蔵録では、最古の經典群として尊重される四阿含經(639-642)を冒頭に置き、次いでこれらの抄出本の異訳(643-749)を配したあと、その他の經典に及んでいる。このうち、阿含經關係の将来は一一部にとどまり、四阿含經はいずれもその一部分が存在するにすぎないが、その他の經典の場合は、793『仏本行集經』から818『孝子經』にかけてのように、一つのまとまりをもって将来されているものがある。入蔵録では、797『大安般守意經』から818『孝子經』までを同帙としてまとめているので、あるいはこれに従って入手していたのかもしれない。しかし、何故にこの部分だけがもたらされたのが問題になる。これについては、玄昉が日本での小乗經の流布状況に通じていた可能性があることに留意する必要がある。前記のように一覽表には各經典の天平八年までの書写の有無も記しておいたが、これによると小乗經では、大乘經・律・論、小乗律・論などに比して、その書写例が多く認められることが知られる。とりわけ、阿含經以外の經典になるとその割合が高くなり、入蔵録で小乗經に分類される經典の相当数が既に将来されていたことを窺わせる。⁽⁴⁰⁾恐らく玄昉は、このような状況を天平五年度の遣唐使一行から伝えられ、未将来分を中心に舶載すべき經典の選択を行ない、右のような結果になつたのではないかと想像される。こうした作業が大乘經ではほとんど行なわれていないのは、小乗經を軽視する姿勢の現われに他ならないであろう。

第七に、賢聖集伝について見ると、かなり限定的に将来すべき經典が選ばれている点に注意される。入蔵録では、梵本翻訳六二部一七三巻を先に配し、此方(中国)撰述四〇部三六八巻をそのあとに続けるが、将来經典三二部二三五巻のうち、中国撰述分が二三部二一〇巻に及んでいる。その内訳は、『開元釈教録』も含めた経録類が六部六三巻(1045 1046 1047 1050 1051 1052)、音義類が二部二六巻(1053 1054)、地誌類が二部一三巻(1055 1062)、伝記類が三部九巻(1058 1061 1072)、護教類

が四部五二卷（1059、1068、1069、1070）、僧伝類が三部四四卷（1060、1064、1073）、告白・飲水・放生などの作法を記した実用書類が三部三卷（1074、1075、1076）となる。⁴¹中国撰述經典の大半は唐代のもので、当時は仏教文献の編纂が盛んであったわけであるが、玄昉自身もこうした唐の实情を把握し、可能な限り日本に伝えようとしたと考えられる。

以上、玄昉が将来した入蔵経を經・律・論・賢聖集伝別に検討を加え、その特質を七点にわたって述べてきた。これを要するに、玄昉は入蔵経をすべて将来する意図を持ち合わせていなかったこと、經典を選ぶにあたっては、自らの依拠する法相宗の立場を尊重し、遣唐大使船の積載量を考慮して大部の經典は原則として除き、小乗よりも大乘の經・論を優先し、戒師の渡日に配慮して大乘・小乗の律を充実させ、唐の仏教事情を伝えるため秘密部の經典を集め賢聖集伝の主要なものを選んでいくことになるだろう。在唐留学一七年の玄昉の学識が、そこに反映されているといわねばならない。

三 「五月一日経」の書写

玄昉の将来した入蔵経が、部数でいえば全体の半数余りで、その經典の選択にあたっては玄昉の識見が働き、帰国の途中で欠失したものがあつたとなると、「五月一日経」の書写方針に、それがどのような影響を与えていたのかが問われることになるだろう。つまり、「五月一日経」が、『開元釈教録』の一切経目録（入蔵録）によって写されたとしても、その底本となる玄昉の将来經典が右のような有様であれば、当初からその欠失部分を補填する計画を練らねばならないからである。しかし、それはなかなか困難な作業ではなかったかと思われる。この点を、先にあげた写経請本帳から検討を加えておく。

(1) 經典の借請状況

表2は、写経請本帳に示された二九回に及ぶ借請状況を、入蔵録の分類に従い一覽化したものである。これによると、玄昉からの借請經典は、重複分も合わせると七〇二部二六〇三卷になるが、それらは、いわば順序立って借り出されていなのが注意される。たとえば、天平八年(七三六)九月二十九日の一回目を見ると、冒頭に来る賢聖集伝の1052『開元釈教録』は措くとして、二八部の大乗経は入蔵録の記載順に借用されているとはいえず、大乘律・小乗経・賢聖集伝の各一部に加え、不入蔵録四部がそこには含まれているのである。このような傾向は、二回目以降でもほぼ同様に認められる。

『開元釈教録』卷一九・二〇の入蔵録には、配列された經典の卷数・紙数に加え、「上九経十三卷同帙」という具合に、経帙にまとめて収納する際の目安が示されている。これは、大量の經典を保管するための有効な手立てであり、天平八年十一月二十四日の二回目の場合には、入蔵録がそれぞれ同帙とする256『諫王経』と284『数珠功德经』と351『内蔵百宝经』と367『百仏名经』の各經典が、欠失部があるものの一括して借請されている。このことは、玄昉将来經典も入蔵録に即した整理方法がとられていたことを示しているが、しかし、こうした事例は少数で、多くは212『無字宝篋经』と232『転女身经』の各經典のように同帙であっても複数回にわたって借請されている(二覽表参照)。これは、「五月一日経」書写の底本に指定された頃の玄昉将来經典は、入蔵録にあるようなまとまりを持ったものは一部分にとどまり、大多数は帙が解かれた状態、つまり分散していたことを意味する。玄昉の入京から一年半近くたっているの、この間、これらの經典は写経の底本としてあるいは研究用に適宜諸所へ貸し出されていたらしく、一九回目は「西宅」、二〇回目は「院」及び「西宅」、二九回目は「写経司」からそれぞれ經典を入手している(表2参照)。従って、写経所が借請する場合は、「和上所」にあるものから順次という形になるのである。ただ、それでも大乘経から始まって、三回目は大乘論、一六回目に小乗律、二五回目に賢聖集伝の各經典がまとめて借請されるよう

表2 玄昉からの借請經典〈天平8年9月29日～13年4月19日〉
写経請本帳より作成。数字は「玄昉所持（将来）經典一覧表」で用いた經典番号。
●印は重複して借請された經典。

(1) 8年9月29日「自和上所請事」36部204巻（7ノ54～56）

大乘經	2 7 8 36 45 57 61 66 67 71 74 75 77～79 368 369 374 375 380 381 383 393 397 398 405 414 416
大乘律	519
小乘經	795
賢聖伝	1006 1052
不入蔵	1077 1097 1105 1126

(2) 8年11月24日 101部105巻（7ノ57～60）

大乘經	16 or 17 27～32 256～270 272～274 276～280 282～284 298 317～319 321～323 325～328 331 351～367 395 415 442 452 456 460 474 480 491 492 494 496 497 500 501 505 507 509 510 512
大乘律	530～533 535 536 538 540 541
小乘經	807 810 811 818
小乘律	923
不入蔵	1087 1090 1103 1136
録外	イ

(3) 9年2月20日 85部118巻（7ノ60～64）

大乘經	5 18 20 46 49 50 213 216 219 232 239 241 243 244 249 256 299 300 344 412 422 436 445 446 454 463 477 485～490 493 503 511
大乘律	518
大乘論	545 551 554～562 572～575 581 582 590 592 596 602 or 603 608～610 612 615～ 618 620 623 624 629～631 633～636
小乘經	725 801 869
小乘律	932
小乘論	938
賢聖伝	1005
不入蔵	1096 1133
録外	ロ

(4) 9年2月28日 20部21巻（7ノ65～66）

大乘經	233～235 237 238 240 246～248 250 252 254 310 332 333 337 338 342 346
小乘律	919

玄昉将来經典と「五月一日経」の書写

(5) 9年3月4日 57部63卷(7ノ66~68)

大乘経	10 13 or 14 19 51 65 97 212 215 218 220 221 222 223 225 226 229 230 378 431~ 433 441 443 448 449 458 461 465 467 471 472 473 478 481 484 495 504 513
大乘律	523
小乗経	738 742 798 802 804 805 816
小乗律	898 902 903 916
賢聖伝	1076
不入蔵	1089 1094 1107 1110 1128
録 外	ハ

(6) 9年3月12日 68部215卷〔●13部13卷〕(7ノ68~71)

大乘経	13 or 14 16 or 17 26 33~35 38 40 41 47 48 52~54 65 [●] 70 76 104 117 221 [●] 236 261 [●] 286 308 325 [●] 333 [●] 349 350 389 413 426 427 433 [●] 464 466 470 475 480 [●] 481 [●] 489 [●] 500 [●] 502
大乘律	526 528 532 [●]
大乘論	574 598 599 608 [●] 616 [●] 628 632 637
小乗経	641 793
小乗律	881 884 929
賢聖伝	1046 1053 1059 1075
不入蔵	1085 1086 1119
録 外	ニ ホ へ

(7) 9年3月14日 17部36卷(7ノ71~72)

大乘経	60 217 231 304 388 437 440 451 453 462 483
小乗経	641 806 865
小乗律	915
賢聖伝	989
不入蔵	1137

(8) 9年3月15日 9部26卷(7ノ73)

大乘経	9 94 290 396
大乘律	521
小乗経	799
小乗律	907
賢聖伝	992
録 外	ト

(9) (9年) 3月24日 32部68卷〔●1部3卷〕(7ノ73~75)

大乘経	23~25 44 63 64 68 69 245 288 296 302 303 305 316 334 340 348 370 377 390 398 [●] 404 417 419 450
大乘論	548 549 553
小乗経	641
賢聖伝	982
不入蔵	1102

(10) (9年) 3月27日 5部17巻 (7ノ72)

大乘経	46
小乗経	639 640 642

(11) (9年) 3月28日 7部8巻〔●1部1巻〕(7ノ75)

大乘経	16 [●] or 17 [●] 214 227 336 479 514
小乗経	857

(12) (9年) 3月30日 「自西宅写経所請 和上所」 3部17巻 (7ノ75~76)

大乘経	306 387 421
-----	-------------

(13) (9年) 4月2日 「自西宅請 和上所」 (439・チ・リの3巻) 10部24巻 (7ノ76)

大乘経	439
大乘論	576 578 595 611 614 627 638
録外	チリ

(14) (9年) 4月3日 11部62巻 (7ノ77)

大乘論	544 564 577 580 585 600 601 613 619 626
賢聖伝	1068

(15) (9年) 4月10日 1部10巻 (7ノ77)

小乗論	934
-----	-----

(16) (9年) 4月10日 24部73巻〔●1部1巻〕(7ノ77~79)

大乘経	4 118 308 [●]
大乘律	529
大乘論	587 or 588
小乗経	800 870
小乗律	887~893 899 905 910 913 921 922
賢聖伝	1045
録外	ヌルヲ

(17) (9年) 4月10日 7部32巻〔●2部2巻〕(7ノ79)

大乘経	22 49 [●]
大乘論	554 [●] 579 584
録外	ワカ

(18) (9年) 4月11日 6部90巻 (7ノ79~80)

小乗律	879 880 882 885 886 926
-----	-------------------------

(19) (9年) 4月12日 「自西宅請来 和上所本経」12部40卷〔●1部6卷〕
(7ノ80)

大乘経	228 309 421 469
大乘律	527
小乗律	881 925
賢聖伝	1059 [●]
不入蔵	1092 1139
録外	ヨ タ

(20) (9年) 4月26日 「自西宅請中写和上所経」〔院〕25部85卷〔●4部13卷〕
(3ノ147~149)

大乘経	43 98 99 423 425 439 [●] 444
大乘律	516
大乘論	564 [●]
小乗経	658 705 733 764 817 832 850 867 872
小乗律	928
小乗論	934 935
賢聖伝	975
録外	チ・リ・レ

(21) (9年) 4月29日 54部296卷〔●8部18卷〕(7ノ81~83)

大乘経	10 [●] 62 253 294 298 [●] 313 314 330 347 349 [●] 387 [●] 424 455 457
大乘律	543 565 568 569 571 582 [●] 586 587 or 588 602 or 603 625
小乗経	725 [●] 794 797 813 814
小乗律	879 880 882 884~886 895~897 901 906 908 910 [●] 911 912 [●] 913 914 920 927 930
賢聖伝	990 1047 1051 1058
録外	ソ

(22) 9年12月4日 8部118卷〔●2部80卷〕(7ノ83~84)

大乘論	570 593 604
小乗律	881 [●] 883 [●] 894
小乗論	937
賢聖伝	1058

(23) 10年3月13日 11部201卷(7ノ84)

大乘経	3 379 382 385 386 391
小乗律	879 931
小乗論	933
不入蔵	1081 1084

(24) 11年7月10日 「僧上所本経請」15部155巻〔●5部5巻〕(7ノ84~85/11)

大乘経	11 106 107 242 280 [●] 292 307 314 [●] 324 339
大乘論	542 598 [●]
小乗律	908 [●] 912 [●]
賢聖伝	1054

(25) 11年7月17日 60部325巻〔●24部27巻〕(7ノ85/12~87)

大乘経	10 [●] 26 30 [●] 37 45 [●] 56 59 81 129 221 [●] 234 [●] 237 [●] 241 [●] 246 [●] 256 [●] 298 [●] 300 [●] 313 [●] 356 [●] 372 384 409 435 455 [●] 477 [●] 479 [●] 498 502 [●] 504 [●] 508 509 [●] 514 [●] 515
大乘論	632 [●]
小乗経	803 807 [●] 808 809 810 [●] 811 [●] 812
小乗律	917 918
小乗論	991
賢聖伝	1050 1053 1055 1060~1062 1064 1069 1070 1072~1074
不入蔵	1130
録外	ツ ネ ナ

(26) 12年2月24日 3部13巻〔●1部1巻〕(7ノ88)

大乘経	121
小乗律	897 [●]
録外	ル

(27) 12年4月7日 2部115巻(7ノ88)

大乘経	80
録外	ラ

(28) 13年間3月21日 「僧正御所」10部58巻〔●4部12巻〕(7ノ89~90)

大乘経	58 129 [●]
大乘論	574 [●]
小乗経	744
小乗律	899 [●] 904
不入蔵	1190
録外	ラ [●] ム ウ

(29) 13年4月19日 「従写経司請僧正所本経」3部8巻〔●3部8巻〕(7ノ88)

小乗経	814 [●]
賢聖伝	990 [●]
録外	ネ [●]

に、入蔵録の分類順に写経所へ送られるという方針がとられていたようである。

この玄昉の将来經典について、『扶桑略記』の天平七年四月辛亥条は「沙門玄昉同以帰朝、持_二度経論章疏五千余卷并仏像等_一、悉献_二太政官_一」と記し、『元享釈書』卷一六の玄昉伝にも「以_二伝来経論章疏五千余卷及仏像等_一献_二尚書省_一」と見えている。いずれも後世の編纂にかかるものであるが、玄昉と同じ船で帰国した下道真備は書籍・天文観測具・弓箭を、秦大麻呂は『問答』六卷をそれぞれ献上している⁽⁴³⁾ので、右の所伝はあながち不当なものではなさそうである。しかし、太政官（尚書省）に献じられたとしても、写経所が借請するのは「和上所」からであるので、これらの經典は実際には玄昉の手に置かれ、太政官へは将来した經典の目録だけが提出されたのであろう。玄昉は天平九年八月に僧正に直任されると宮中の内道場に安置されることになるが、それまでは興福寺に止住していたと推測される⁽⁴⁴⁾。従って、将来經典が保管される「僧上所」は興福寺内にあり、經典の出納は同寺の実務僧が担当していたものと見られる⁽⁴⁵⁾。

(2) 未将来經典の探索

写経所は、このような「僧上所」から借用した經典を、『開元釈教録』の入蔵録と照合して整理分類し、次回の借請に備えたはずであるが、何分順序立って送られてくるわけではないので、欠失分の確認には玄昉の将来經典目録が不可欠であった。これがあれば、他所から底本を借請する算段や、次回の借請經典の指定などが可能になるからである。写経の当初からこの目録が写経所にあつたのかどうか定かではないが、天平九年四月になると写経所独自の底本探索活動が開始されるようになる。この間に事情を次の二つの史料から検討を加えておく。

A. (天平) 十年十一月九日付本經返送狀(続々修十六ノ二、七ノ一九二、一九四)

- 152 大乘同性經二卷
- 1089 善臂并所門六波羅蜜經二卷
- 84 仏莊嚴入如來德智不思議境界二卷
- (録外) 大光明并百冊八願經一卷
- 184 无所怖望經一卷
- 528 并内戒經一卷
- 376 普賢并行法經一卷
- 403 施灯功德經一卷
- (録外) 鉄梨經一卷
- 201 第一義法勝經一卷
- 341 虚空藏并問七仏陀羅尼呪一卷
- 354 道樹經一卷
- (録外) 仏在金棺上囑累造經像經一卷
- 1194 高王觀世音經一卷
- (録外) 大人覺章經一卷
- (録外) 本行六行蜜經一卷
- 462 文殊利師般涅槃經一卷
- 468 滅十方冥經一卷(師利)
- 378 不思議光菩薩所說經一卷
- (録外) 優婆塞廿戒文經一卷
- 373 觀世音并受記經一卷
- 148 濟諸方等学經一卷
- 202 火滅登光仙人問疑經一卷
- 206 太子須達拏經一卷
- (録外) 八并四弘誓呪經一卷
- 1189 益意經一卷
- 186 大淨法門品經一卷
- 158 縁生初勝分法門經二卷
- 188 如來莊嚴智慧光明入一切仏境界經二卷疑
- (録外) 護国并所問經二卷

133 道神足无極變化経二卷

100 等目并所問経三卷

136 阿惟越致経三卷

182 月灯三昧経一帙十一卷

350 請觀世音并消伏毒陀羅尼呪経一

卷一 合五十五卷

大寺之本

十年十一月九日件本経、返送如前

請河人成

付辛国人成 給赤万呂

川原人成 (半存)

※經典名の上の数字と注記は引用者による。

B. 天平九年四月六日付皇后宮職解 (正集四十四、二ノ二八、二九)

川原人成 (半存)

皇后宮職 牒大寺三綱所

請雜経事 且請五十五卷

右、為本抄写、件経奉請如前、仍付舍人川原人成、以牒、

天平九年四月六日從八位下守少属出雲屋麻呂

正六位上行大進勳十二等安宿首真人

別筆 一檢 目錄 奉 借 充

Bは、皇后宮職から大寺三綱所宛に「為本抄写」として雑経五五卷の奉請を求めるもので、少属の出雲屋麻呂と大進の安宿首真人がそれぞれ自署を加えることから正文と見られる。左側の別筆は、要請に応じた大寺側の判である。Aでは、大寺本の經典五五卷の返送を伝える。合点等が付されているので案文であろう。紙面に見える經典のうち、二一部二四卷には筆による囲みが入っているが、これらはこれ以前に返送されたものらしく、皇后宮職宛の天平十年九月九日付大安寺牒（続々修十六ノ二、七ノ一八九〜一九二）で「以去天平九年四月六日所請於職家」として急送を求められた二一部二四卷の經典に一致する。つまり、AはBによって奉請された經典の返却のために作成されたもので、雑経五五卷の内訳がここに記されているのである。「正倉院文書目録」は、BがAの左に接続することを指摘する。恐らく、Bは經典とともに大安寺（大寺）から皇后宮職へ送られ、写経所ではそれを受け取って保管し、当該經典が返却されるとAの左側に貼り継がれたのであろう。⁽⁴⁶⁾

皇后宮職が大安寺から經典の奉請を行なったのは、Bの中で「為本抄写」と述べるように写経の底本に用いるためであった。当時の皇后宮職管下の写経所では、『開元釈教録』の入蔵録所載經典を目標に「五月一日経」の書写が進められていたが、注意されるのは、この大安寺からの奉請分に玄昉将来經典には含まれないものが多数存在することである。先のAには、各經典名の上に入蔵経・不入蔵経であれば一覧表での番号を、録外経であればその旨を記しておいたが、これというと将来經典と一致するのは462『文殊師利般若涅槃経』・354『道樹経（私訶味経）』・378『不思議光菩薩所説経』・528『菩薩内戒経』・1089『善臂菩薩所問六波羅蜜経』・350『請觀世音菩薩消伏毒陀羅尼呪経』の六部だけで、残る二九部は未将来の經典に相当する。天平九年から十五年八月にかけて、仕上げの装潢に充当された「五月一日経」を記録する写一切経充装潢帳⁽⁴⁷⁾（続々修二十八ノ三裏、二十四ノ五三〜五八）には、このAに載せられる202『大威灯光仙人経』・1189『益意経』・373『觀世音受記経』・184『仏説无所怖望経』などが認められることからすれば、皇后宮職及び写経所は、玄昉の未将来分の經典をBによって大安寺に求めていたと解することができる。つまり、今後必

要となる底本の探索がこの時期に行なわれていたのである。こうした活動が可能になったのは、写経所が皇后宮職を介して将来經典の目録を入手したからであろう。となると、将来經典と重なる六部の經典をどう見るかが問題になる。これについては憶測の域を出ないが、これらがいずれもBが作成される以前の二・五・六・七回目の借請で写経所に入っている（表2参照）ことから推せば、經典の点検を通して何らかの不備が明らかになったからではないかと思われる。想定されるのは、舶載時に被った破損や汚損などである。そこで改めて大安寺にこれらの經典が求められ、玄昉の将来經典と校合しながら書写が進められることになったのであろう。⁽⁴⁸⁾

こうした未将来經典の探索には、大安寺の所蔵する經典目録が使用されたはずであるが、これを伝える記録は残っていない。しかし、天平十八年頃の作成と見られる経巻奉送注文（正集四十三裏、二十四ノ三八九ノ三九〇）には、大井寺・觀世音寺の一切経目録や禪院寺の経目録が写経所にあつたことが記されている。天平十四年七月二十四日から始まる経師充本経并充裝潢帳の冒頭には「天平十四年七月廿四禪院本経充」とあるが、これは右の禪院寺経目録をもとに借請された「五月一日經」の底本と見られる。⁽⁴⁹⁾この七月二十四日に経師の阿刀息人ら以下に充当された經典は七五部で、入藏経は五八部であり、そのうちの四九部は未将来經典に相当する（一覽表参照）。この禪院寺は、『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）三月己未条の道照伝に「登時船進、還歸本朝、於元興寺東南隅、別建禪院而住焉」、「後遷都平城也、和尚弟及弟子等奏聞、徙建禪院於新京、今平城右京禪院是也、此院多有經論、書迹楷好、並不錯誤、皆和上之所将来者也」と記される平城右京の禪院に比定されている。これよりすれば、天平十四年七月十四日に経師らに充当された写経用の底本は、唐から道照が将来した經典であつたことになるだろう。先の大安寺には、養老二年（七一八）に唐から帰国した三論宗第三伝と称される道慈がいたが、ここからの借請分も将来經典であつた可能性がある。

このように、玄昉将来經典の目録を入手した写経所は、寺院の所蔵経目録を参照しながら未将来經典の探索を進め

るが、その結果、相当数の底本を入手したらしく、「五月一日経」の大乗部（経・律・論）の目録とされる写書布施勸定帳（続々修十三ノ一、十二ノ九九―一四七）⁽⁵²⁾には、入蔵録に収載される経・律・論六三八部二七四五卷のうちの五六一部二五七八卷に相当する経典が記されている（一覽表参照）。玄昉が将来した大乗経・律・論は四三三部一三五〇卷である（表1参照）から、前節で見た『大宝積経』のように既写分を加えた例がいくつかあったとしても、未将来分の補填に皇后宫職及び写経所が尽力していたことが知られる。探索先は、大安寺・禅院寺の他にも多くあったと思われるが、詳細は不明とせざるをえない。⁽⁵³⁾

(3) 写経の方針

「五月一日経」の書写は『開元釈教録』の入蔵経を目標に進められたとされるが、表2に示したように、一回目の借請から不入蔵経が含まれ、二回目以降になると録外経も散見するようになる。この点は、未将来経典の探索においても同様で、先の本経送状（A）には不入蔵経が三部四卷、録外経が八部九卷存在していた。禅院本を充当する経師充本経并充装潢帳でも「常住法花」「注涅槃経」「安樂集」「執部移識経」「礼讚文」「観世音菩薩経」「注維摩経」「釈慧浄」「注金剛般若経」などの録外経が認められる。これは、当初から入蔵経に限定せず、録外経も含めて「五月一日経」の書写が行なわれていたことを示すものである。ただし、録外経となると、これを仏説と判定しうるかどうかという困難な問題が生じるが、玄昉自身、二四部の録外経を将来している（一覽表参照）ので、他所からこうした経典を借請する場合には玄昉の識見が働いていたものと考えられる。

「五月一日経」の書写において、こうした方針がとられたのは、玄昉が将来した入蔵経が部数でいえば全体の半数余りにすぎなかったからであろう。つまり、未将来の入蔵経は京内の寺院を中心に探索するとしても、それだけでは不足分は満たせないとの判断があり、書写の対象となる経典の範囲を拡げたのである。このように、「五月一日経」

の書写方針は、玄昉の将来經典の内実に即して決められていたわけで、この写経事業が玄昉の強い影響下で進められていたことを伝えている。⁽⁵⁴⁾しかし、皇后宮職や写経所の努力にもかかわらず、書写された經典の卷数は入蔵録の五〇四八卷に及ばず、天平十四年十二月十三日付一切経納櫃目錄（統修後集二十六、二ノ三二二〜三二三）によれば、大乘経別生（録外経）を含めても総数は四五六一卷であった。先学が指摘するように、この頃には底本の入手が困難となり、入蔵録にもとづく一切経の完成は不可能に近い状態になっていたのである。⁽⁵⁵⁾

玄昉将来經典を底本に据えて進められた「五月一日經」の書写は、結果的には当初の目標を達成できなかったが、反面、当時の日本に伝来していた經典をほぼ網羅し、これまでの帰国留学僧等の經典収集の成果を示すとともに、未将来經典の存在を明らかにし、今後の課題を提示することになったといえるだろう。

おわりに

「五月一日經」の書写は、天平十五年五月から『開元釈教録』には載せられない章疏も対象にして再開されることになる。この書写方針の変更にも玄昉がかかわっていた可能性が高い。写経請本帳のような玄昉からの借請を記録する目録は残っていないが、将来經典「五千余卷」のうちの半数近くが章疏類と見られるので、これらが底本に用いられなかったとは考えにくい。十二年八月に大宰少弐藤原広嗣から時政の批判を受けて以降、⁽⁵⁶⁾玄昉の権勢は下降線を辿るが、それでも玄昉発願の『千手千眼經』一〇〇〇卷書写が十三年七月から、『法華經』五〇部四〇〇卷・『法華撰釈』一部四卷書写が十五年七月からそれぞれ皇后宮職系統の写経機関で開始されるように、⁽⁵⁷⁾宮廷の信任はなお厚かったと見られる。

玄昉がもたらした『開元釈教録』の入蔵経・不入蔵経等を底本に開始された「五月一日經」の書写は、一定の成果

をあげたことで一段落したが、玄昉の将来經典には大量の章疏類が含まれていたもので、今度はこれらを底本に「五月一日経」の拡充をはかろうとしたのであろう。勿論それは、中国の諸宗派の研究成果を網羅するものではなく、前回と同様に諸寺院等からの底本探索を必要とした。正倉院文書には、こうした章疏類の借請を記録する帳簿類が存在するが、これらの分析を通して、玄昉の将来經典が奈良仏教に与えた影響及び当時の教理研究の様相が、より具体的になるものと思われる。

注

- (1) 『続日本紀』(新日本古典文学大系本、岩波書店)。「はじめに」で述べる年月日を付した玄昉・下道真備の動向は、『続日本紀』の記事による。
- (2) 『続日本紀』天平十八年六月己亥条の玄昉伝に「靈龜二年、入唐學問、唐天子、尊_レ昉、准_二三品、令_レ着紫袿裳_一、天平七年、隨_二大使多治比真人広成還帰、實_レ經論五千余卷及諸仏像來、皇朝、亦施_二紫袿裳_一着_レ之、尊_レ為_二僧正_一、安置内道場_一と記される。
- (3) 叙位・任官は『続日本紀』宝龜六年十月壬戌条の薨伝による。
- (4) 前掲注(2)を参照。
- (5) 「五月一日経」の書写を担当した皇后宮職管下もしくは皇后宮職系統の写経機関を、以下では写経所と称す。皇后宮職管下の写経機関の変遷については、福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」(福山敏男著作集二『寺院建築の研究』中、所収、中央公論美術出版、一九八二年。初出は一九三三年)、栄原永遠男「初期写経所に関する二三の問題」(同『奈良時代の写経と内裏』所収、塙書房、二〇〇〇年。初出は一九八四年)、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』第一章第一節(吉川弘文館、一九九九年)などを参照。
- (6) 福山前掲注(5)論文、皆川完一「光明皇后願経の書写について」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻所収、吉川弘文館、一九六二年。後に日本古文书学会編『日本古文书学論集』三に再録、吉川弘文館、一九八八年)。山下有美氏は、この写経の開始時期を天平五年に求めている(前掲注(5)著者第三章第二節)が、ここでは

- 福山・皆川両氏の見解に従っておく。なお、山下氏の説については、後掲の注(40)を参照されたい。
- (7) 皆川前掲注(6) 論文。
- (8) 正倉院文書の種別と『大日本古文書』に収載される巻・ページ数を、以下では本文のように表記する。
- (9) 東京大学史料編纂所編纂『正倉院文書目録』四(東京大学出版会、一九九九年)。
- (10) 文面の各經典名には、合点や見せ消しの他に、「写」「写了」「写送」などの注記が施されており、この目録をもとに借請した經典の返送や書写の有無が確認されていたことを伝えている(この他に、天平十二年四月七日の二七回目の借請記事の左には、未写の底本の所在を記した未写本経注文(七ノ八九)が見える)。天平八年九月二十九日付写経目録(続々修十四ノ三、七ノ五三―五四)は、第一回目の借請經典を書き上げたもので、ここでも各經典名の右肩に「写」「写了」などが注記されているが、写経請本帳とは別にこの目録が作成された理由は明らかではない。なお、写経請本帳については後掲の表2を参照。
- (11) 福山前掲注(5) 論文、皆川前掲注(6) 論文。
- (12) この他に、天平十四年十月二十二日付闕経目録(続々修十四ノ四、八ノ一三一―一三二)に『涅槃経』第四帙第一卷、天平十五年頃の写了内闕并未正経目録(続々修十四ノ六裏、二十四ノ二〇六―二〇九)に『大乘宝積経論』四巻を、それぞれ「僧上(正)所」から請けたことを記すが、これらの經典は、写経請本帳では二四回目(七ノ八五)と三回目(七ノ六三)の借請に認められる。
- (13) 『大正新脩大藏経』第五五巻六八〇ページ上段―七〇〇ページ下段(以下、『大藏経』五五ノ六八〇上―七〇〇下のように表記する)。
- (14) 入藏録に示された巻数を満たさない經典が散見するが、それらは玄昉からの未借請によるとするよりも、全巻を将来できなかった經典と見た方がよいだろう。大平聡氏によれば、玄昉が将来した『開元釈教録』は一九巻で、一卷欠けていた(同『正倉院文書と古写経の研究による奈良時代政治史の検討』六―七ページ、一九九三年―一九九四年度科学研究費補助金一般研究(C)研究成果報告書、一九九五年)。
- (15) 『大藏経』五〇ノ七三三下―七三四上。
- (16) 唐代の経録については、鎌田茂雄『中国仏教史』第六卷四八六―四九八ページ(東京大学出版会、一九九九年)を参

- 照。山下有美「五月一日経」創出」の史的意義（正倉院文書研究会編『正倉院文書研究』六、吉川弘文館、一九九九年）では、中国の経録史が概観されている。
- (17) 『大藏経』五五ノ五七四上、中、五七六下、五七七上。
- (18) 大平聡氏は、玄昉はできたばかりの釈教録を入手し、それをもとに經典の収集活動を行なったと指摘する（前掲注（14）報告書七ページ）。
- (19) 『扶桑略記』天平七年四月辛亥条及び「元亨釈書」卷一六の玄昉伝では、玄昉のもたらした經典をいずれも「経論章疏五千余卷」と記している。『扶桑略記』「元亨釈書」それに後出の『日本高僧伝要文抄』は新訂増補国史大系本（吉川弘文館）による。
- (20) 入藏経・不入藏経には、一覧表で用いた番号を付すことにする。
- (21) 中華書局校点排印本。
- (22) 『大日本仏教全書』第一一冊。
- (23) 『大日本仏教全書』第一〇一冊。
- (24) 以下で言及する經典の理解は、小野玄妙編『仏書解説大辞典』（大東出版社、一九三二―三五年、一九七五―七八年）、鎌田茂雄・河村孝照・中尾良信・福田亮成・吉元信行編『大藏経全解説大事典』（雄山閣出版、一九九八年）に、仏教用語は、中村元『仏教語大辞典（縮刷版）』（東京書籍、一九八一年）、中村元・福永光司・田村芳朗・今野達・末木文美士編集『岩波仏教辞典・第二版』（岩波書店、二〇〇二年）にそれぞれ負っている。また、法相宗などの宗派の教学史については、平川彰『八宗綱要』上・下（仏典講座、大藏出版、一九八〇・八一年）に付された解説を参照した。
- (25) 『大日本仏教全書』第三冊。平川前掲注（24）著書三七六―三七九ページ参照。
- (26) 富貴原章信仏教学選集第三卷『日本唯識思想史』一九一―一九八ページ（国書刊行会、一九八九年。初版は一九四四年）。
- (27) 木村清孝『中国華嚴思想史』一四三―一四五ページ（平楽寺書店、一九九二年）。
- (28) 玄昉が天平十二年から始まる『華嚴経』講説に関与していたことは、堀池春峰『華嚴経講説よりみた良弁と審詳』

- (29) 同「南都仏教の研究」上・東大寺篇所収、法藏館、一九八〇年。初出は一九七三年)、山本「天平十二年の『華嚴経』講説―金鐘寺・元興寺・大安寺をめぐる人々―」(続日本紀研究会編『続日本紀の諸相』所収、塙書房、二〇〇四年)が指摘するところで、法相宗の立場からすれば、それは矛盾する行為といわねばならないが、この講説が聖武天皇や光明皇后の盧舎那仏造立の思いを受けていることからすれば、そこに玄昉の政治的な思索を読み取ることも可能であろう。
- (30) 秘密部の経典は、石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』(叻東洋文庫、一九六六年再版。初版は一九三〇年)の附録「奈良朝現在一切経疏目錄」及び『大藏経全解説大事典』をもとに抽出した。
- (31) 『仏祖統紀』巻四〇、『大藏経』四九ノ三七三中下。
- (32) 『大藏経』五五ノ五七一中、五七二上。
- (33) 一行については、鎌田前掲注(16)著書七二六、七三二ページ参照。
- (34) 前掲注(31)に同じ。
- (35) 東野治之「遣唐使の文化的役割」(同「遣唐使と正倉院」所収、岩波書店、一九九二年。初出は一九七九年)では、在唐中の玄昉が秘密教の一大中心地となっていた天台山に参じたことを指摘し、古密教との深いかかわりに言及している。
- (36) 辻善之助・久松潜一監修、竹内理三編『寧楽遺文(訂正四版)』下巻八九五、八九六ページ(東京堂出版、一九七六年)。
- (37) 『寧楽遺文』下巻八八七、八八八ページ。
- (38) 筒井英俊校訂、再版、国書刊行会、一九七一年。
- (39) 『日本高僧伝要文抄』第三に引載される『延暦僧録』の「高僧沙門釈栄叡伝」・「高僧沙門普照伝」には、それぞれ「住・興福寺」と記されている。玄昉については、『七大寺年表』天平九年条に所属を興福寺と記し、師の義淵も「同」大宝三年・養老元年・神亀五年の各条に興福寺の所属と見えることによる。
- (40) 『開元釈教録』卷一三では、六足論のうちの「三施設足論」は未訳とする。『大藏経』五五ノ六二〇中。一覽表の大乗経・小乗経・小乗律・賢聖集伝の項に示した天平八年までの既写分のうち、(▲)と記したも

- の、天平三年から九年にかけての写経を記録する写経目録（続々修十二ノ三、七ノ五ノ三三）に見えるもので、天平五年頃に書写された小乗経雑映一七九巻に相当する。山下有美氏は、この一七九巻が天平九年末頃の集計と見られる奉写一切経巻数注文案（続々修一ノ六、十七ノ五一ノ五二）の中で、「五月一日経」の一部として扱われていることに注目し、「五月一日経」の書写は天平五年頃から開始され、玄昉が開元録をもたらしたのをきっかけに、開元録を基準とする一切経に方針変更されたと解し、天平八年九月開始説を否定されている（前掲注（5）著書第三章第二節）。しかし、次節で述べるように、玄昉の将来経典は入藏経としては不十分なものであったので、不足分を補うために未将来分の探索や既写分の充当などが行なわれており、右の雑経一七九巻も後に「五月一日経」の中に取り込まれたものと解することができる。それ故、従来からいわれている天平八年九月開始説は成り立ちうると考える。
- (41) 賢聖集伝の内訳は、実用書類以外は鎌田前掲注（16）著書四八六ノ五三〇ページによる。
- (42) 表2に示したように、六回目の借請になると重複して借請される経典（●印）が一三部現われ、これ以降こうした事例が増えてくるが、その多くは書写済み経典の校正用と思われる。これらの経典は、校正終了前に「和上所」から返却を求められ、他所での写経等に供されていたのであろう。
- (43) 秦大麻呂の「問答」献上は『続日本紀』天平七年五月壬戌条による。
- (44) 前掲注（38）参照。
- (45) 玄昉が内堂場に安置されたことで、将来経典も宮中に持ち込まれた可能性があるが、写経請本帳では僧正直任後の二二回目以降の借請記事（目録）に変化が認められないので、経典は興福寺内に置かれたままであったと解しておく。
- (46) 宮内庁正倉院事務所頒布「正倉院古文書マイクログラム焼付写真」及び宮内庁正倉院事務所編「正倉院古文書影印集成」正集二（八木書店、一九九〇年）によると、Aの左端下とBの右端下にまたがって「川原人成」と記されている。これは、BをAに貼り継いだ川原人成が封として継ぎ目に書き加えた自署と見られる。
- (47) 以下で言及する「五月一日経」書写関係の帳簿は、皆川前掲注（6）論文での指摘にもとづいている。
- (48) 天平十年九月九日付大安寺牒（続々修十六ノ二、七ノ一八九ノ一九一）では、皇后宮職が九年四月八日にも大安寺から「大品般若経」（3）「摩訶般若波羅蜜経」四〇巻を奉請したことが記されている。これも「五月一日経」用の底本と見なせなくもないが、この経典は二三回目に全巻「僧上所」から借請されている（表2参照）ので、別途の書写に

供されたものではないかと思われる。

- (49) 続々修二十八ノ三、八ノ一一一〜一二五。この経師充本経并充裝潢帳では、天平十四年七月二十四日の禅院本経の充当に続き四月十日の充経が記されているが、日付が遡ることから、これらは禅院とは無関係の経本と見られる。

- (50) 藤野道生「禅院寺考」(『史学雜誌』六六ノ九、一九五七年)。

- (51) 山本前掲注(28)論文参照。

- (52) 大平氏はこれを「天平十三年目録」と称している(前掲注(14)報告書二二〜二四ページ)。

- (53) 写経司雑受書并進書案及返書(続々修十七ノ一)内の写経司送経文(七ノ一七二〜一七三)や薬師寺三綱写経請送帳(続々修四十六ノ八、七ノ一七九〜一八一)には、本経として奉請した「无垢称経」(122『説无垢称経』六卷を天平十一年七月二十六日に観音寺へ還送したことが記されているが、これも「五月一日経」の底本であった可能性がある。この他に、写経請本帳内の未写本経注文(七ノ八九)に見える内堂経や宮本経も、底本に用いられていたようである。

- (54) 山下前掲注(16)論文では、「五月一日経」の「創出」の背後には、写経事業そのものを全面的に指導した玄昉の絶大な影響が存在したと指摘する。

- (55) 皆川前掲注(6)論文。

- (56) 『続日本紀』天平十二年八月癸未条。

- (57) 天平十三年七月十五日付僧正玄昉写経願文(京都守屋孝藏氏所蔵、二十四ノ一四四〜一四五)、写疏料筆墨納帳(続修三十四裏、八ノ一八三〜一八五)、雑物収納帳(正集四十五裏、八ノ二二六〜二二九)。それぞれの写経については、荣原永遠男「千手経一千巻の写経事業」(同『奈良時代写経史研究』所収、塙書房、二〇〇三年。初出は一九八四・八五年)、鷲森浩幸「玄昉発願法華経・法華撰釈の書写について」(『続日本紀研究』二五五、一九八八年)を参照。

- (58) たとえば律論疏集伝等本収納并返送帳(正集三十三裏、八ノ一八五〜一八八)、二四ノ二五八、八ノ一八八、八ノ一八八、九三、正集二十一裏、九ノ三六五〜三六七、続修八裏、三ノ一六一〜一六三、(続ク(中間欠)カ)、正集一裏、十ノ五五三〜五五四)など。